

## ○許可手数料（条例）

別表（第 45 条関係）

| 区 分          |                              | 金 額  |
|--------------|------------------------------|--|
| 簡易広告物        | はり紙                          | 50枚以下のもの 240円                                  |
|              |                              | 51枚以上100枚以下のもの 480円                            |
|              |                              | 101枚以上のもの 480円に100枚を超える枚数が100枚までごとに240円を加算した額  |
|              | 広告幕                          | 1枚につき 500円                                     |
|              | 立看板                          | 1枚につき 360円                                     |
| 固定広告物及び移動広告物 | 建植看板、広告板、壁面広告、広告柱、広告塔及び移動広告物 | 1㎡以内のもの 600円                                   |
|              |                              | 1㎡を超え3㎡以内のもの 1,200円                            |
|              |                              | 3㎡を超え6㎡以内のもの 1,800円                            |
|              |                              | 6㎡を超え10㎡以内のもの 2,400円                           |
|              |                              | 10㎡を超えるもの 2,400円に10㎡を超える面積が5㎡までごとに800円を加算した額   |
|              | 電柱類広告                        | 補型のもの 1枚につき 480円                               |
|              |                              | 巻型のもの 1組につき 480円                               |
| 特殊装置広告物      | 照明広告物                        | 1㎡以内のもの 900円                                   |
|              |                              | 1㎡を超え3㎡以内のもの 1,800円                            |
|              |                              | 3㎡を超え6㎡以内のもの 2,700円                            |
|              |                              | 6㎡を超え10㎡以内のもの 3,600円                           |
|              |                              | 10㎡を超えるもの 3,600円に10㎡を超える面積が5㎡までごとに1,200円を加算した額 |
|              | アドバルーン                       | 1基につき 2,500円                                   |
| その他の広告物      |                              | 知事が定める額  |

追加 [昭和 51 年条例第 37 号]、一部改正 [昭和 58 年条例第 5 号、平成 11 年条例第 11 号、平成 17 年条例第 86 号、平成 20 年条例第 31 号]

## ○適用除外の広告物等の基準（規則）

別表第1（第4条関係）

| 区分             | 広告物等の大きさ   | 表示又は設置の方法等  |
|----------------|--|---|
| 条例第5条第1項第4号の基準 | 1 防犯灯柱又は街路灯柱に表示する場合<br>(1) 巻型のもの<br>巻き幅が0.9m以内で、かつ、長さが1.8m以内であること。<br>(2) そで型のもの<br>横幅が0.5m以内、縦幅が1.8m以内で、かつ、突出し幅が1m以内であること。<br>2 その他の施設又は物件の場合<br>表示方向から見た場合における当該施設又は物件の投影面積の10分の1以内で、かつ、0.5㎡以内であること。 | 1 広告物等の数が、1の施設又は物件につき2以内であること。<br>2 けい光、発光又は反射を伴う塗料又は材質を使用しないこと。<br>3 特殊照明装置を使用しないこと。<br>4 防犯灯柱又は街路灯柱に表示する場合は、当該広告物等の下端の設置の位置が次のとおりであること。<br>(1) 巻型のもの<br>地上から距離が1.2m以上であること。<br>(2) そで型のもの<br>地上からの距離が2.5m以上であること。<br>ただし、車道にあつては、4.5m以上であること。 |
| 条例第5条第2項第1号の基準 | 1 第1種禁止地域の場合<br>1の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等の面積の合計が7㎡以内であること。<br>2 第2種禁止地域又は許可地域の場合<br>1の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等の面積の合計が15㎡以内であること。  | 1 けい光、発光又は反射を伴う塗料又は材質を使用しないこと。<br>2 特殊照明装置を使用しないこと。   |
| 条例第5条第2項第2号の基準 | 管理する一団の土地又は管理する物件が存する一団の土地の区域に表示する広告物等の面積の合計が7㎡以内であること。  | 1 けい光、発光又は反射を伴う塗料又は材質を使用しないこと。<br>2 特殊照明装置を使用しないこと。   |
| 条例第5条第2項第5号の基準 | 1 電車（1の車両を単位とする。）又は乗合バス若しくは貸切バスの場合<br>面積の合計が10㎡以内であること。<br>2 その他の自動車の場合<br>面積の合計が20㎡以内であること。   |   |
| 条例第5条第2項第8号の基準 | 1 10以上の建物、施設等への案内を示したものの面積が10㎡以内であること。<br>2 上記以外のもの<br>面積が4㎡以内であること。<br>3 独立して地上に設置する広告物等によつて表示する場合は、地上から広告物等の上端までの距離が3m以内であること。<br>4 電柱類広告により表示する場合は、別表第2第1号(2)の表電柱類広告の項に掲げる許可の基準に適合するものであること。        | 1 寄贈者等の氏名、名称、店名若しくは商標又は事業若しくは営業の内容を表示する場合は、当該面積の合計が、当該広告物等の面積の5分の1以内であること。<br>2 けい光、発光又は反射を伴う塗料又は材質を使用しないこと。<br>3 特殊照明装置を使用しないこと。<br>4 電柱類広告により表示する場合は、別表第2第1号(2)の表電柱類広告の項に掲げる許可の基準に適合するものであること。  |

| 区分              | 広告物等の大きさ   | 表示又は設置の方法等  |
|-----------------|--|---|
| 条例第5条第2項第9号の基準  | 1 面積が4㎡以内であること。<br>2 独立して地上に表示し、又は設置する場合は、地上から広告物等の上端までの距離が3m以内であること。  | 1 寄贈者等の氏名、名称、店名若しくは商標又は事業若しくは営業の内容を表示する場合は、当該面積の合計が、当該広告物等の面積の5分の1以内であること。<br>2 けい光、発光又は反射を伴う塗料又は材質を使用しないこと。<br>3 特殊照明装置を使用しないこと。   |
| 条例第5条第2項第10号の基準 | 面積が1㎡以内であること。  | 1 はり紙により表示すること。<br>2 表示する者又は管理する者の氏名又は名称及び住所並びに表示した日を当該はり紙に明記すること。<br>3 表示の期間が1月以内であること。  |
| 条例第5条第5項の基準     | 1 はり紙<br>面積が1㎡以内であること。<br>2 立看板<br>面積が3㎡以内で、かつ、高さが3m以内であること。<br>3 広告幕<br>(1) 懸垂状のもの<br>幅が1.8m以内で、かつ、長さが20m以内であること。<br>(2) 横断状のもの<br>幅が0.9m以内であること。 | 1 はり紙、立看板又は広告幕により表示すること。<br>2 広告物の表示面に、当該広告物を表示する者又は管理する者の氏名又は名称及び住所並びに表示した日を明記すること。<br>3 表示の期間が、次のとおりであること。ただし、条例第5条第5項第4号に該当する広告物については、この限りでない。<br>(1) はり紙の場合<br>1月以内<br>(2) 立看板の場合<br>ア ベニヤ板、金属板等に印刷等により広告物を直接表示したもの<br>4月以内<br>イ その他のもの<br>2月以内<br>(3) 広告幕の場合<br>1月以内 |

備考

- 本表において、広告物等の面積は、次のとおり算出するものとする。
  - 簡易広告物にあつては、表示面について外わくを含んで平面積を算出したものとする。
  - 固定広告物又は移動広告物にあつては、掲出物件（支柱等の部分を除く。）の広告物等の表示の方向への投影面積を各表示面ごとに算出したものの合計とする。ただし、建築物等又は車両の壁面等に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあつては、文字その他の具象的な図柄の表示部分の各々について当該表示部分に外接する長方形、三角形又は円形のうち最小の面積になるものにより算出したものの合計とする。
  - 広告物等の形態上の理由からその表示の方向が特定できないものにあつては、(2)の規定にかかわらず掲出物件（支柱等の部分を除く。）の最大投影面積（360度方向から展望可能なものにあつては、最大投影面積の2倍）とする。
- 本表において、面積を算出する際の小数点以下の端数の処理は、四捨五入とする。
- 「特殊照明装置」とは、広告物等に使用する照明装置で、光源自体が広告物であるものをいう。

全部改正 [平成5年規則第66号]、一部改正 [平成15年規則第2号、平成21年規則第79号]

## ○許可の基準（規則）

### 別表第2（第8条関係）

#### 1 条例第4条の許可の基準

##### (1) 簡易広告物の許可の基準

| 広告物の種類 | 広告物の規格  | 広告物の大きさ   | 表示又は設置の方法等            |
|--------|---|---|-----------------------|
| はり紙    | 紙、布、ビニール布等で作られたもので、建築物等に簡易に取り付けて表示するもの                | 面積が1㎡以内であること。   | 同一のものを2枚以上続けて表示しないこと。 |
| 広告幕    | 布、ビニール布等で作られたもので、建築物等を利用して懸垂状又は横断状に表示するもの             | 1 懸垂状のもの<br>幅が1.8m以内で、かつ、長さが20m以内であること。<br>2 横断状のもの<br>幅が0.9m以内であること。 |                       |
| 立看板    | 木製等のわくに紙、布、ビニール布、ベニヤ板、金属板等を張つたもので、建築物等に立て掛け等をして表示するもの | 面積が3㎡以内で、かつ、高さが3m以内であること。   | 容易に倒伏等しないように固定すること。   |

##### (2) 固定広告物及び照明広告物の許可の基準

| 広告物等の種類                       | 基準の区分                   | 第1種許可地域  | 第2種許可地域   | 第3種許可地域  |
|-------------------------------|-------------------------|--|---|--|
| 共通の基準                         | 構造等の基準                  | 2以上の面を持つ掲出物件により表示する場合は、広告物を表示しない面についても塗装する等の処理をすること。   |   |  |
|                               | 道路の区域に表示し、又は設置する広告物等の基準 | 1 特殊照明装置又はけい光、発光若しくは反射を伴う塗料若しくは材料を使用しないものであること。<br>2 建築物等の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものを除き、彩度が6を超える色（色相がR、YR又はYのものにあつては彩度が8を超える色。以下「高彩度色」という。）を広告物等の1面の面積（建築物の屋上構造物の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあつては、当該壁面面積。以下この項において同じ。）の5分の1を超えて使用しないものであること。ただし、面積が1㎡以内の広告物等にあつては、高彩度色を広告物等の1面の面積の2分の1を超えて使用しないものであること。 |   |  |
| 独立して地上に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物 | 広告物等の大きさ                | 1 面積<br>1面の面積が5㎡以内であり、かつ、1の広告物等の面積の合計が10㎡以内であること。<br>2 高さ<br>地上から広告物等の上端までの距離が5m以内であること。   | 1 面積<br>(1) 建築物と同一の敷地内に表示し、又は設置するもの<br>1の広告物等の面積の合計が30㎡以内であること。<br>(2) (1)以外のもの<br>1面の面積が15㎡以内であり、かつ、1の広告物等の面積の合計が20㎡以内であること。 | 1 面積<br>1面の面積が30㎡以内で、かつ、1の広告物等の面積の合計が60㎡以内であること。<br>2 高さ<br>地上から広告物等の上端までの距離が20m以内であること。 |

| 広告物等の種類                         | 基準の区分      | 第1種許可地域   | 第2種許可地域   | 第3種許可地域   |
|---------------------------------|------------|---|---|---|
|                                 |            |   | <p>2 高さ</p> <p>(1) 建築物と同一の敷地内に表示し、又は設置するもの<br/>地上から広告物等の上端までの距離が10m以内であること。</p> <p>(2) (1)以外のもの<br/>地上から広告物等の上端までの距離が5m以内であること。</p> |   |
|                                 | 表示又は設置の位置  |   | 建築物と同一の敷地内に表示し、又は設置する広告物等以外のものにあつては、当該広告物等から他の広告物等（条例の規定による許可を受けて表示し、又は設置しているもので、独立して地上に表示し、又は設置するものに限る。）までの距離が5m以上であること。           |   |
| 建築物等の壁面に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物  | 広告物等の大きさ   | 1 面積<br>建築物等の1の壁面に表示し、又は設置する広告物等の面積の合計が当該壁面面積の5分の1以内であること。  | 1 面積<br>建築物等の1の壁面に表示し、又は設置する広告物等の面積の合計が当該壁面面積の4分の1以内であること。  | 1 面積<br>建築物等の1の壁面に表示し、又は設置する広告物等の面積の合計が当該壁面面積の3分の1以内であること。  |
|                                 |            | 2 突出し幅<br>(1) 壁面の上端から上方へ突き出す場合は、広告物等の上端から当該建築物等の上端までの距離が1m以内であること。<br>(2) 壁面から水平方向に突き出す場合は、突出し幅が当該壁面から1.5m以内であり、かつ、道路上で1m以内であること。 |   |   |
|                                 | 表示又は設置の方法等 | 壁面の窓等の開口部を閉鎖しないものであること。   |   |   |
| 建築物等の屋上等に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物 | 広告物等の大きさ   | 1 面積<br>1の建築物等の屋上等に表示し、又は設置する広告物等の1面の面積が当該建築物等の壁面のうち面積が最大のものの面積の5分の1以内であり、かつ、広告物等の面積の合計が当該建築物等の壁面面積の合計の5分の1以内であること。               | 1 面積<br>1の建築物等の屋上等に表示し、又は設置する広告物等の1面の面積が当該建築物等の壁面のうち面積が最大のものの面積の4分の1以内であり、かつ、広告物等の面積の合計が当該建築物等の壁面面積の合計の4分の1以内であること。                 | 1 面積<br>1の建築物等の屋上等に表示し、又は設置する広告物等の1面の面積が当該建築物等の壁面のうち面積が最大のものの面積の3分の1以内であり、かつ、広告物等の面積の合計が当該建築物等の壁面面積の合計の3分の1以内であること。 |

| 広告物等の種類 | 基準の区分          | 第1種許可地域   | 第2種許可地域   | 第3種許可地域   |
|---------|----------------|---|---|---|
|         |                | 2 高さ<br>設置面から広告物等の上端までの距離が地上から設置面までの距離を超えず、かつ、5m以内であること。  | 2 高さ<br>設置面から広告物等の上端までの距離が地上から設置面までの距離を超えず、かつ、10m以内であること。 | 2 高さ<br>設置面から広告物等の上端までの距離が地上から設置面までの距離を超えず、かつ、20m以内であること。 |
|         | 表示又は設置の方法等     | 1 1の建築物等に表示し、又は設置する広告物等の数が4以内であること。<br>2 建築物等の壁面の垂直直上面を超えて突き出さないこと。   |   |   |
|         | 大規模な広告物等に関する基準 | 高さが20mを超える建築物の屋上を利用して表示し、又は設置する広告物等で面積が200㎡を超えるものにあつては、高彩度色を広告物等の1面の面積（建築物等の屋上構造物の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあつては、当該壁面面積）の5分の1を超えて使用しないものであり、かつ、特殊照明装置を使用しないものであること。   |   |   |
| 電柱類広告   | 広告物等の大きさ       | 1 電力柱、電信電話柱、街路灯柱又は軌道柱に表示し、又は設置するもの<br>(1) 巻型のもの<br>巻き幅が0.9m以内で、かつ、長さが1.8m以内であること。<br>(2) そで型のもの<br>横幅が0.5m以内、縦幅が1.8m以内で、かつ、突出し幅が1m以内であること。<br>2 消火栓標識に添加して表示し、又は設置するもの<br>横幅が0.8m以内で、かつ、縦幅が0.4m以内であること。<br>3 バス停留所標識に添加して表示し、又は設置するもの<br>横幅が0.45m以内で、かつ、縦幅がバス停留所標識の高さ（支柱等の部分を除く。）の3分の1以内であること。    |   |   |
|         | 表示又は設置の位置      | 1 電力柱、電信電話柱、街路灯柱又は軌道柱に表示し、又は設置するもの<br>(1) 巻型のもの<br>下端から地上までの距離が1.2m以上であること。<br>(2) そで型のもの<br>下端から地上までの距離が2.5m以上であること。ただし、車道上にあつては4.5m以上であること。<br>2 消火栓標識に添加して表示し、又は設置するもの<br>下端から地上までの距離が2.5m以上であること。ただし、車道上にあつては4.7m以上であること。<br>3 バス停留所標識に添加して表示し、又は設置するもの<br>車道側又は車両の進行してくる方向に向けて表示し、又は設置しないこと。 |   |   |
|         | 表示又は設置の数       | 1の電力柱、電信電話柱、街路灯柱、軌道柱、消火栓標識又はバス停留所標識に表示し、又は設置するものにあつては、表示し、又は設置する広告物等の数が2以内であること。  |   |   |

(3) 移動広告物及びアドバルーン等の許可の基準

| 広告物等の種類 | 広告物等の大きさ                                     | 表示又は設置の位置                 | 表示又は設置の方法等                           |
|---------|--|---------------------------|--------------------------------------|
| 移動広告物   | 1の車両に表示する面積の合計が、40㎡以内のものであること。               |                           |                                      |
| アドバルーン  | 気球から懸垂して表示する部分の幅が1.8m以内であり、かつ、長さが20m以下であること。 | 掲揚高度が地上から20m以上50m以内であること。 | 掲揚時に電線、煙突その他の施設に接触するおそれのない位置に表示すること。 |

2 条例第5条第3項の許可の基準

| 許可の区分                | 基準の区分    | 第1種禁止地域  | 第2種禁止地域   |
|----------------------|----------|--|---|
| 条例第5条第3項第1号に規定する広告物等 | 広告物等の種類  | 固定広告物により表示すること。  |   |
|                      | 構造等の基準   | 1 2以上の面を持つ掲出物件により表示する場合は、広告物を表示しない面についても塗装する等の処理をすること。<br>2 建築物等の窓等の開口部を閉鎖しないものであること。  | 別表第2第1号の表に掲げる許可の基準（固定広告物にあつては、第2種許可地域の許可の基準）に適合するものであること。 |
|                      | 広告物等の大きさ | 1 面積<br>(1) 独立して地上に表示し、又は設置するもの<br>1面の面積が5㎡以内であり、かつ、1の広告物等の面積の合計が10㎡以内であること。<br>(2) 建築物等の壁面に表示し、又は設置するもの<br>建築物等の1の壁面に表示し、又は設置する広告物等の面積の合計が当該壁面面積の6分の1以内であること。<br>(3) 建築物等の屋上に表示し、又は設置するもの<br>1の建築物等の屋上に表示し、又は設置する広告物等の面積の合計が当該建築物等の壁面面積の合計の6分の1以内であること。<br>(4) 電柱類広告<br>別表第2第1号(2)の表電柱類広告の項に掲げる許可の基準に適合するものであること。 | 別表第2第1号の表に掲げる許可の基準（固定広告物にあつては、第2種許可地域の許可の基準）に適合するものであること。 |

| 許可の区分                | 基準の区分                | 第1種禁止地域   | 第2種禁止地域   |
|----------------------|----------------------|---|---|
|                      |                      | <p>2 高さ</p> <p>(1) 独立して地上に表示し、又は設置するもの<br/>地上から広告物等の上端までの距離が3m以内であること。</p> <p>(2) 建築物等の壁面に表示し、又は設置するもの<br/>壁面の上端から上方へ突き出す場合は、広告物等の上端から当該建築物等の上端までの距離が1m以内であること。</p> <p>(3) 建築物等の屋上に表示し、又は設置するもの<br/>設置面から広告物等の上端までの距離が地上から広告物等の設置面までの距離を超えず、かつ、3m以内であること。</p> <p>(4) 電柱類広告<br/>別表第2第1(2)の表電柱類広告の項に掲げる許可の基準に適合するものであること。</p> |   |
|                      | 表示又は設置の方法等           | <p>1 別表第2第1号(2)の表に掲げる第2種許可地域の許可の基準に適合するものであること。</p> <p>2 建築物等の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものを除き、高彩度色を広告物等の1面の面積(建築物等の屋上構造物の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあつては、当該壁面面積。以下この項において同じ。)の5分の1を超えて使用しないものであること。ただし、面積が1㎡以内の広告物等にあつては、高彩度色を広告物等の1面の面積の2分の1を超えて使用しないものであること。</p>  | 別表第2第1号の表に掲げる許可の基準(固定広告物にあつては、第2種許可地域の許可の基準)に適合するものであること。 |
|                      | 表示又は設置する広告物等の数及び合計面積 | 1の住所、事業所又は営業所の敷地内に表示し、又は設置する広告物等の数が4以内であり、かつ、面積の合計が50㎡以内であること。  |   |
| 条例第5条第3項第2号に規定する広告物等 | 広告物等の大きさ             | <p>1 面積<br/>1の広告物等の面積の合計が5㎡以内であること。</p> <p>2 高さ<br/>(1) 独立して地上に表示し、又は設置するもの<br/>地上から広告物等の上端までの距離が3m以内であること。</p>   |   |

| 許可の区分 | 基準の区分      | 第1種禁止地域   | 第2種禁止地域 |
|-------|------------|---|---------|
|       |            | (2) 建築物等の壁面を利用して表示し、又は設置するもの<br>壁面の上端から上方へ突き出さないこと。   |         |
|       | 表示又は設置の位置  | 1 建築物等の屋上に表示し、又は設置しないこと。<br>2 同一の住所、事業所、営業所等に誘導するための道標又は案内図板を500m以内の距離に1以上表示し、又は設置しないこと。<br>3 誘導する住所、事業所、営業所等から当該広告物等までの距離が、5,000m以内であること。<br>4 独立して地上に表示し、又は設置する広告物等により表示する場合は、建築物と同一の敷地内に表示し、又は設置する広告物等以外のものにあつては、当該広告物等から他の広告物等（条例の規定による許可を受けて表示し、又は設置しているもので、独立して地上に表示し、又は設置するものに限る。）までの距離が5m以上であること。<br>5 建築物等の壁面に表示し、又は設置するもので壁面から水平方向に突き出すものにあつては、突出し幅が当該壁面から1.5m以内であり、かつ、道路上で1m以内であること。 |         |
|       | 表示又は設置の方法等 | 建築物等の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものを除き、高彩度色を広告物等の1面の面積の5分の1を超えて使用しないものであること。ただし、面積が1㎡以内の広告物等にあつては、高彩度色を広告物等の1面の面積の2分の1を超えて使用しないものであること。  |         |

### 3 条例第9条第1項の許可の基準

- 1 広告物等の種類が変更されないこと。
- 2 広告物等の設置位置が変更されないこと。
- 3 広告物等の面積が増減しないこと。
- 4 広告物等の形状が変更されないこと。
- 5 道路の区域に表示し、又は設置している広告物等にあつては、別表第2第1号(2)の表共通の基準の項に掲げる色彩に関する基準に適合すること。
- 6 高さが20mを超える建築物の屋上を利用して表示し、又は設置している広告物等で面積が200㎡を超えるものにあつては、別表第2第1号(2)の表建築物等の屋上等に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物の項に掲げる色彩に関する基準に適合すること。
- 7 第1種禁止地域に表示し、又は設置している広告物等にあつては、別表第2第2号の表に掲げる色彩に関する基準に適合すること。

#### 備考

- 1 本表において、広告物等の面積は、次のとおり算出するものとする。
  - (1) 簡易広告物にあつては、表示面について外わくを含んで平面積を算出したものとする。
  - (2) 固定広告物、照明広告物又は移動広告物にあつては、掲出物件（支柱等の部分を除く。）について広告物等の表示の方向への投影面積を各表示面ごとに算出したものの合計とする。ただし、建築物等の壁面等に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあつては、文字その他の具象的な図柄の表示部分について、当該表示部分に外接する長方形、三角形又は円形のうち最小の面積になるものにより算出したものの合計とする。
  - (3) 広告物等の形態上の理由からその表示の方向が特定できない場合にあつては、(2)の規定にかかわらず、掲出物件（支柱等の部分を除く。）の最大投影面積（360度方向から展望可能なものにあつては当該最大投影面積の2倍）を当該広告物等の面積とする。
- 2 本表において、建築物等の壁面面積は、当該建築物等の鉛直投影面積により算出するものとする。
- 3 本表において、面積を算出する際の小数点以下の端数の処理は、四捨五入とする。
- 4 「道路の区域」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により決定された道路の区域をいう。
- 5 「1の広告物等」とは、次に掲げるものをいい、広告物等の数はこれにより算定するものとする。
  - (1) 固定広告物（電柱類広告を除く。）又は照明広告物にあつては、1の掲出物件により表示されるもの（ただし、建築物等の壁面等に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあつては、1の壁面等に表示されるもの）
  - (2) 電柱類広告のうち、電力柱、電信電話柱、街路灯柱又は軌道柱に表示するものにあつては、1個のそで型のもの又は1巻の巻型のもの、消火栓標識又はバス停留所標識に添加して表示するものにあつては、添加する1の表示面
- 6 「色相」又は「彩度」とは、日本工業規格のマンセル表色系の色相又は彩度をいう。
- 7 「特殊照明装置」とは、広告物等に使用する照明装置で、光源自体が広告物であるものをいう。

全部改正 [平成5年規則第66号]、一部改正 [平成21年規則第79号]、一部改正 [令和6年規則第92号]

## ○屋外広告物講習会の課程等の免除（規則）

別表第3（第19条関係）

| 講習会の課程の一部を免除する者  | 免除する課程         | 免除する受講手数料の額 |
|--|----------------|-------------|
| 職業能力開発促進法に基づきデザイン科に係る職業訓練指導員免許を受けた者又は工業デザイン科若しくは商業デザイン科に係る職業訓練を修了した者             | 広告物の表示方法に関する課程 | 500円        |
| 建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者  | 広告物の施工方法に関する課程 | 500円        |
| 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者   |                |             |
| 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 |                |             |
| 職業能力開発促進法に基づき帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、帆布製品製造に係る技能検定に合格した者又は帆布製品製造科に係る職業訓練を修了した者    |                |             |

一部改正 [昭和52年規則第73号、昭和60年規則第51号、平成5年規則第66号、平成15年規則第2号、平成17年規則第72号、平成30年規則第74号]

屋外広告物表示（設置）許可申請書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

申請者：住所（〒 - ）

電話

氏名又は名称

（ 施工者：住所（〒 - ）

電話

氏名又は名称

登録番号 宮城県屋外広告業登録第 号

屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                                 |   |      |                              |                           |                    |
|---------------------------------|---|------|------------------------------|---------------------------|--------------------|
| 広告物等の種類                         | (特殊照明装置の有無)   |      |                              | 広告物等の概要<br>(形状、意匠、色彩、大きさ) |                    |
| 管理者<br>(規則で定める広告物等の場合、設置は不要です。) | (住所) 〒 -<br><br>(氏名又は名称) (資格等の名称等)  |      |                              |                           |                    |
| 表示(設置)の場所                       | 地域区分 地域   |      |                              |                           |                    |
| 表示(設置)の期間                       | 年 月 日から 年 月 日まで   |      |                              |                           |                    |
| 表示(設置)の個数                       | 個(枚)  | 表示面積 | (1個(枚)につき)<br>m <sup>2</sup> |                           |                    |
| 表示(設置)の概要<br>(該当するものを記入すること。)   | 1 屋上又は独立して地上に表示(設置)する広告物等(高さ) m<br>2 壁面に表示(設置)する広告物等(突出し幅) m<br>3 屋上に表示(設置)する広告物等(建築物等の高さ) m<br>(屋上に既設している広告物等の数)<br>4 電柱類広告(下端から地上までの距離) m<br>5 第一種禁止地域内の自家用広告物(敷地内に既設している広告物等の数)  |      |                              |                           |                    |
| 特例許可の申請事由                       | (条例第5条の2又は第10条第2項の規定による許可申請の場合)   |      |                              | 別紙のとおり                    |                    |
| 工事完了予定年月日                       | 年 月 日   |      |                              |                           |                    |
| 手数料欄                            |   |      |                              |                           |                    |
| (注意)                            | 1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法上の責任者及び義務者となるものです。<br>2 ①表示(設置)場所の見取図、②構造及び設置の方法を示す図面及び仕様書、③表示(設置)する土地又は建築物等の使用の承諾を証する書面の写し(他人の土地又は建築物等を利用する場合)、④他の法令の規定により必要とされる許可を受けていることを証する書面の写しを添付してください。広告物が、はり紙、立看板又は移動広告物であるときは、不要です。<br>なお、色彩に関する許可基準が適用される広告物等については、「広告物等の概要」の欄又は添付する書類中に次の事項を明示してください。<br>(1) 使用する色のマンセル値又は一般社団法人日本塗料工業会(昭和61年4月8日に社団法人日本塗料工業会という名称で設立された法人をいう。)発行の標準色見本帳の色票番号<br>(2) (1)の数値が不明の場合は、色見本を添付すること。<br>3 資格の名称は屋外広告物条例施行規則第9条の2第3項各号に掲げる資格等の名称等を記入すること(管理者の設置が不要の広告物等又は地上から広告物等の上端までの距離が4m以内の広告物等であって、許可の期間が1年以内の広告物等に係る申請の場合を除く。)<br>4 広告物が、はり紙又は立看板のときは、「表示(設置)の場所」の欄に表示する市町村名を記入してください。<br>5 下の欄には、記入しないでください。 |      |                              |                           |                    |
| 上記の申請について、別紙条件を付して許可してよろしいか。    |   |      |                              |                           |                    |
| 決裁欄                             |   |      |                              |                           |                    |
| 許可年月日                           | 年 月 日   | 許可番号 | 指令第 号                        | 許可期間                      | 年 月 日から<br>年 月 日まで |

※ この申請が土木事務所に到達した日の翌日から10日以内に許可又は不許可の決定を行います。

全部改正[平成17年規則第72号]、一部改正[平成20年規則第100号、平成30年規則第74号、令和3年規則第3号、令和7年規則第127号]

## 屋外広告物許可更新申請書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所

電話

氏名又は名称

屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）の許可の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |           |             |           |                              |                    |
|--|-----------|-------------|-----------|------------------------------|--------------------|
| 前回許可事項   | 広告物等の種類   | （特殊照明装置の有無） |           |                              |                    |
|  | 許可年月日     | 年 月 日       | 許可番号      | 指令 第 号                       |                    |
|  | 許可期間      | 年 月 日から     |           | 年 月 日まで                      |                    |
|  | 表示（設置）の場所 | 地域区分        |           | 地域                           |                    |
|  | 許可した個（枚）数 | 個（枚）        | 表示面積      | （1個（枚）につき）<br>m <sup>2</sup> |                    |
| 更新して表示（設置）する期間   |           | 年 月 日から     |           | 年 月 日まで                      |                    |
| 更新して表示（設置）する個（枚）数  |           | 個（枚）        |           |                              |                    |
| 手数料欄   |           |             |           |                              |                    |
| <p>（注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法上の責任者及び義務者となるものです。</li> <li>2 広告物等の全景を撮影したカラー写真（申請前1月以内に撮影したもの）を添付してください。広告物等が移動広告物であるとき又は広告物等の面積が1m<sup>2</sup>以内であるときは、不要です。</li> <li>3 下の欄には、記入しないでください。</li> </ol> |           |             |           |                              |                    |
| 上記の申請について、別紙条件を付して許可してよろしいか。   |           |             |           |                              |                    |
| 決裁欄  |           |             |           |                              |                    |
| 許可年月日  | 年 月 日     | 許可番号        | 指令<br>第 号 | 許可期間                         | 年 月 日から<br>年 月 日まで |

※ この申請が土木事務所へ到達した日の翌日から10日以内に許可又は不許可の決定を行います。

全部改正 [平成5年規則第66号]、一部改正 [平成8年規則第30号、平成17年規則第72号、令和3年規則第3号、令和7年規則第127号]

## 屋外広告物変更（改造）許可申請書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所 電話  
氏名又は名称

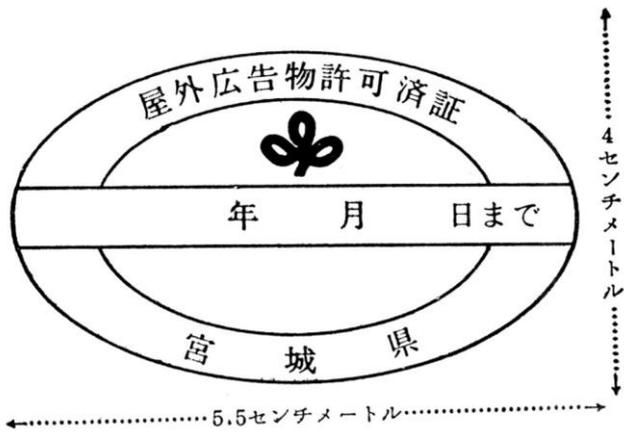
屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の変更（改造）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|   |           |                       |       |                              |                    |
|---|-----------|-----------------------|-------|------------------------------|--------------------|
| 変更（改造）する事項  |           |                       |       |                              |                    |
| 変更（改造）する理由  |           |                       |       |                              |                    |
| 許可事項  | 広告物等の種類   | (特殊照明装置の有無)           |       |                              |                    |
|   | 許可年月日     | 年 月 日                 | 許可番号  | 指 令 第 号                      |                    |
|   | 許可期間      | 年 月 日から               |       | 年 月 日まで                      |                    |
|   | 表示（設置）の場所 | 地域区分                  |       | 地域                           |                    |
|   | 許可した個（枚）数 | 個（枚）                  | 表示面積  | （1個（枚）につき）<br>m <sup>2</sup> |                    |
| 広告物等の概要（前）<br>（意匠、色彩）   |           | 広告物等の概要（後）<br>（意匠、色彩） |       |                              |                    |
| 手数料欄  |           |                       |       |                              |                    |
| （注意）  |           |                       |       |                              |                    |
| 1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法上の責任者及び義務者となるものです。                       |           |                       |       |                              |                    |
| 2 変更（改造）について他の法令の規定により許可を要する場合は、その許可を受けていることを証する書面の写しを添付してください。 |           |                       |       |                              |                    |
| 3 下の欄には、記入しないでください。   |           |                       |       |                              |                    |
| 上記の申請について、別紙条件を付して許可してよろしいか。                                    |           |                       |       |                              |                    |
| 決裁欄   |           |                       |       |                              |                    |
| 許可年月日   | 年 月 日     | 許可番号                  | 指令第 号 | 許可期間                         | 年 月 日から<br>年 月 日まで |

※ この申請が土木事務所に到達した日の翌日から10日以内に許可又は不許可の決定を行います。

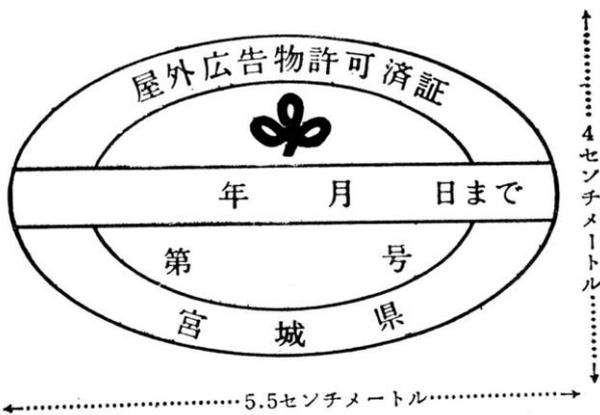
一部改正 [昭和51年規則第89号、平成5年規則第66号、平成8年規則第30号、平成17年規則第72号、令和3年規則第3号、令和7年規則第127号]

様式第4号 (第9条関係)



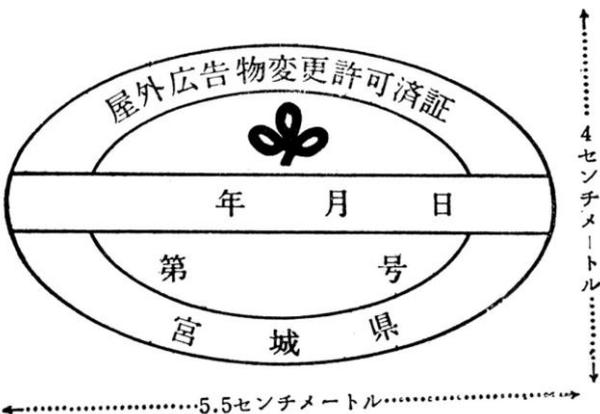
一部改正 [昭和 51 年規則第 89 号]

様式第5号 (第9条関係)



一部改正 [昭和 51 年規則第 89 号]

様式第6号 (第9条関係)



全部改正 [平成 17 年規則第 72 号]

(第 1 面)  
安全点検報告書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

報告者 住所

電話番号

氏名又は名称

屋外広告物の状況について、点検を実施したので、点検の結果を提出します。

|          |   |   |            |       |                    |
|----------|---|---|------------|-------|--------------------|
| 表示又は設置場所 | (地名地番)  |   |            |       |                    |
|          | (住居表示)<br>宮城県   |   |            |       |                    |
| 現許可年月日   | 年 月 日   | 許可番号  | 指 令<br>第 号 | 現許可期間 | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 点検報告事由   | <input type="checkbox"/> 新規許可 <input type="checkbox"/> 更新許可 <input type="checkbox"/> 変更許可 <input type="checkbox"/> 災害発生時 <input type="checkbox"/> その他 ( ) |   |            |       |                    |
| 点検実施者    | 住所  | 資格の名称 (※は電柱類広告の場合のみ選択可能)  |            |       |                    |
|          | 電話番号  | <input type="checkbox"/> 屋外広告士<br><input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 (広告美術科に係るもの)<br><input type="checkbox"/> 一級又は二級広告美術仕上げ技能士<br><input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 (広告美術科に係るもの)<br><input type="checkbox"/> 一級建築士又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者<br><input type="checkbox"/> 屋外広告物点検技能講習修了者<br><input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者 ※<br><input type="checkbox"/> 第一種又は第二種電気工事士 ※ |            |       |                    |
| 点検実施者    | 氏名  | 資格の名称 (※は電柱類広告の場合のみ選択可能)  |            |       |                    |
|          | 資格番号 (各資格に付された登録番号等)  | <input type="checkbox"/> 屋外広告士<br><input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 (広告美術科に係るもの)<br><input type="checkbox"/> 一級又は二級広告美術仕上げ技能士<br><input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 (広告美術科に係るもの)<br><input type="checkbox"/> 一級建築士又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者<br><input type="checkbox"/> 屋外広告物点検技能講習修了者<br><input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者 ※<br><input type="checkbox"/> 第一種又は第二種電気工事士 ※ |            |       |                    |
| 点検実施者    | 点検した広告物等の整理番号<br>( )  | 資格の名称 (※は電柱類広告の場合のみ選択可能)  |            |       |                    |
|          | 住所  | <input type="checkbox"/> 屋外広告士<br><input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 (広告美術科に係るもの)<br><input type="checkbox"/> 一級又は二級広告美術仕上げ技能士<br><input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 (広告美術科に係るもの)<br><input type="checkbox"/> 一級建築士又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者<br><input type="checkbox"/> 屋外広告物点検技能講習修了者<br><input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者 ※<br><input type="checkbox"/> 第一種又は第二種電気工事士 ※ |            |       |                    |
| 点検結果     | 別紙のとおり  |   |            |       |                    |

注意

- 1 報告者は広告物等の所有者又は占有者です (点検実施者ではありません。)
- 2 本様式は一の申請につき 1 部作成してください。
- 3 点検実施者が上欄に掲げる資格を有することを証する書面の写しを添付してください (電柱類広告の点検の場合は不要です。)

## 点検結果

|                   |   |   |  |  |  |
|-------------------|---|---|--|--|--|
| 整理番号              | 点検日   | 年 月 日   | 点検方法   | <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 目視・触診・打診・検査 |  |
| 広告物等の種類           | <input type="checkbox"/> 屋上広告物 <input type="checkbox"/> 壁面広告物 (壁面看板・突出看板) |   | <input type="checkbox"/> 独立広告物 (建植看板・アーチ看板)                        |  |  |
|                   | <input type="checkbox"/> 電柱類広告 <input type="checkbox"/> その他 ( )           |   | (電气的設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)   |  |  |
| 表示・設置後の経過年数       | <input type="checkbox"/> 表示・設置後経過年数_____年 /                               |   |  | <input type="checkbox"/> 表示・設置後経過年数不明                            |  |
| 点検箇所              | 点検項目  | 内部の点検   | 異常の有無  | 修繕の概要 (異常有の場合)   |  |
| ①<br>基礎部<br>上部構造部 | 1 基礎のクラック, 支柱と根巻きとの隙間, 支柱ぐらつき等  | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 | 修繕済・修繕予定 ( 年 月)  |  |
|                   | 2 上部構造全体の傾斜, ぐらつき等  | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 |  |  |
|                   | 3 鉄骨のさび発生, 塗装の老朽化等  | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 |  |  |
| ②<br>支持部          | 1 鉄骨接合部 (溶接部・プレート) の腐食, 変形, 隙間等   | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 | 修繕済・修繕予定 ( 年 月)  |  |
|                   | 2 鉄骨接合部 (ボルト, ナット, ビス) のゆるみ, 欠落等  | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 |  |  |
| ③<br>取付部          | 1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食, 変形等   | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 | 修繕済・修繕予定 ( 年 月)  |  |
|                   | 2 溶接部の劣化, コーキングの劣化等   | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 |  |  |
|                   | 3 取付対象部 (柱・壁・スラブ) ・取付部周辺の異常等  | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 |  |  |
| ④<br>広告板          | 1 表示面板・切り文字等の腐食, 破損, 変形, ビスの欠落等   | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 | 修繕済・修繕予定 ( 年 月)  |  |
|                   | 2 側板, 表示面板押さえの腐食, 破損, ねじれ, 変形, 欠損等  | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 |  |  |
|                   | 3 広告板底部の腐食, 水抜き孔の詰まり等   | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 |  |  |
| ⑤<br>照明装置         | 1 照明装置の不点灯, 不発光等  | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 | 修繕済・修繕予定 ( 年 月)  |  |
|                   | 2 照明装置の取付部の破損, 変形, さび, 漏水等  | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 |  |  |
|                   | 3 周辺機器の劣化, 破損等  | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 |  |  |
| ⑥<br>付属部材等        | 1 付属部材 (装飾, 振れ止め棒, 鳥除けその他付属品) の腐食, 破損等                                    | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 | 修繕済・修繕予定 ( 年 月)  |  |
|                   | 2 避雷針の腐食, 損傷等   | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 |  |  |
| ⑦<br>その他          | その他点検した事項等 ( )  | <input type="checkbox"/> 実施<br><input type="checkbox"/> 対象外 | <input type="checkbox"/> 有(経過観察・要修繕)<br><input type="checkbox"/> 無 | 修繕済・修繕予定 ( 年 月)  |  |

## 注意

- 1 点検した広告物等が複数ある場合, 第2面から第5面は, 一の広告物ごとに1部作成し, 整理番号を記載してください (電柱類広告を除く)。
- 2 点検項目について異常の有無に✓印を入れ, 有の場合は修繕の内容を記載してください。
- 3 広告物等の種類により, 該当する点検箇所・点検項目がない場合は, 「異常の有無」の欄に斜線を引いてください。
- 4 表示・設置後の経過年数が10年以上 (規則第3条第2項第5号イの場合は, 当該建築物等を設置した日からの経過年数) 又は経過年数不明の広告物等は, 内部の点検が必要です。

## 広告物等の現況写真等

| 整理番号                   |    |  |
|------------------------|----|--|
| 項 目                    | 写真 | 備考                                     |
| 点検時<br>①基礎部及び<br>上部構造部 |    | ■異常の有無<br>有(経過観察・要修繕)<br>無<br>■点検結果の状況 |
| 点検時<br>②支持部            |    | ■異常の有無<br>有(経過観察・要修繕)<br>無<br>■点検結果の状況 |
| 点検時<br>③取付部            |    | ■異常の有無<br>有(経過観察・要修繕)<br>無<br>■点検結果の状況 |

## 注意

- 1 申請前3月以内に撮影したカラー写真を添付してください(電柱類広告を除く。)
- 2 整理番号は第2面と同じ番号を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。
- 4 写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途任意の様式に添付してください。

## 広告物等の現況写真等

| 整理番号          |    |  |
|---------------|----|--|
| 項目            | 写真 | 備考                                     |
| 点検時<br>④広告板   |    | ■異常の有無<br>有(経過観察・要修繕)<br>無<br>■点検結果の状況 |
| 点検時<br>⑤照明装置  |    | ■異常の有無<br>有(経過観察・要修繕)<br>無<br>■点検結果の状況 |
| 点検時<br>⑥付属部材等 |    | ■異常の有無<br>有(経過観察・要修繕)<br>無<br>■点検結果の状況 |

## 注意

- 1 申請前3月以内に撮影したカラー写真を添付してください(電柱類広告を除く。)
- 2 整理番号は第2面と同じ番号を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。
- 4 写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途任意の様式に添付してください。

## 広告物等の現況写真等

| 整理番号              |    |              |
|-------------------|----|--------------|
| 項目                | 写真 | 備考           |
| 点検後の全景            |    |              |
| (異常箇所ある場合)<br>修繕前 |    |              |
| (異常箇所ある場合)<br>修繕後 |    | ■修繕時期<br>年 月 |

## 注意

- 1 申請前3月以内に撮影したカラー写真を添付してください(電柱類広告を除く。)
- 2 整理番号は第2面と同じ番号を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。
- 4 写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途任意の様式に添付してください。

追加 [令和6年規則第92号]

屋外広告物工事完了（除却、滅失）届出書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所

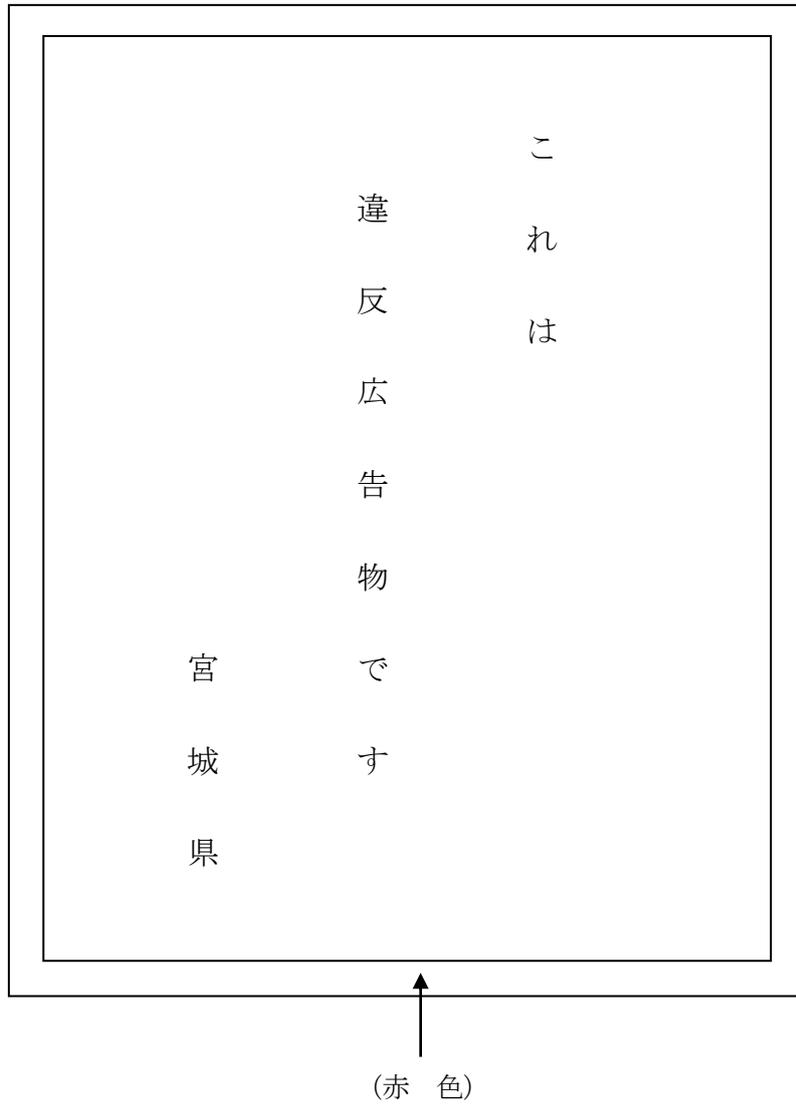
電話

氏名又は名称

次の屋外広告について、工事が完了（除却、滅失）したので届出します。

|                    |                  |             |                  |                           |
|--------------------|------------------|-------------|------------------|---------------------------|
| 許 可<br>事 項         | 広告物等の種類          | (特殊照明装置の有無) |                  |                           |
|                    | 許可年月日            | 年 月 日       | 許可番号             | 指 令<br>第 号                |
|                    | 許可期間             | 年 月 日から     |                  | 年 月 日まで                   |
|                    | 表示（設置）<br>の 場 所  |             |                  |                           |
|                    | 許可した個数           | 個           | 表示面積             | (1個につき)<br>m <sup>2</sup> |
|                    | 工事完了予定<br>年 月 日  | 年 月 日       |                  |                           |
| 工 事<br>完 了<br>事 項  | 工事が完了<br>した 日    | 年 月 日       | 表示（設置）<br>した 個 数 | 個                         |
|                    | 工事の完了が<br>遅れた理由  |             |                  |                           |
| 除 却<br>(滅失)<br>事 項 | 除却（滅失）<br>した 日   | 年 月 日       |                  |                           |
|                    | 除却（滅失）<br>した 個 数 | 個           | 表示（設置）<br>の 残 数  | 個                         |
|                    | 除却（滅失）<br>した 理 由 |             |                  |                           |
| 備 考                |                  |             |                  |                           |

様式第 8 号 (第 11 条関係)



一部改正 [昭和 51 年規則第 89 号]

様式第 8 号の 2 (第 11 条の 3 関係)

| 保 管 広 告 物 等 一 覧 簿 |          |     |                            |            |              |       |     |
|-------------------|----------|-----|----------------------------|------------|--------------|-------|-----|
| 整理<br>番号          | 保管した広告物等 |     | 保管した広告物<br>等が放置されて<br>いた場所 | 除却した日<br>時 | 保管を始め<br>た日時 | 保管の場所 | 備 考 |
|                   | 種 類      | 数 量 |                            |            |              |       |     |
|                   |          |     |                            |            |              |       |     |
|                   |          |     |                            |            |              |       |     |
|                   |          |     |                            |            |              |       |     |
|                   |          |     |                            |            |              |       |     |
|                   |          |     |                            |            |              |       |     |
|                   |          |     |                            |            |              |       |     |
|                   |          |     |                            |            |              |       |     |

追加 [平成 16 年規則第 121 号]

様式第 8 号の 3 (第 11 条の 5 関係)

|   |      |  |
|---|------|--|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">受 領 書</p>   |      |  |
| <p style="margin: 0;">年 月 日</p>   |      |  |
| <p style="margin: 0;">宮城県 土木事務所長 殿</p>  |      |  |
| <p style="margin: 0;">返還を受けた者</p> <p style="margin: 0; padding-left: 40px;">住 所</p> <p style="margin: 0; padding-left: 40px;">氏 名</p> |      |  |
| <p style="margin: 0;">下記のとおり広告物等（現金）の返還を受けました。</p>  |      |  |
| 返還を受けた日時  |      |  |
| 返還を受けた場所  |      |  |
| 返還を受けた<br>広告物<br>等  | 整理番号 |  |
|   | 種 類  |  |
|   | 数 量  |  |
| (返還を受けた金額)  |      |  |

追加 [平成 16 年規則第 121 号]



## 広告物景観モデル地区屋外広告物表示 (設置) 届出書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所 電話  
氏名又は名称

広告物景観モデル地区に、屋外広告物 (屋外広告物を掲出する物件) を次のとおり表示 (設置) するので、届出します。

|   |  |      |    |
|---|--|------|----|
| 1 表示 (設置) の場所<br>(住所、地番等)                       |  |      |    |
| 2 広告物等の概要<br>(①形状、意匠、色彩、大きさ等が分かるような略図を書いてください。) |  |      |    |
| (②内容：どのような内容を表示するのか、次の中から選んで○で囲んでください。)         |  |      |    |
| (ア) 自己の店舗等に店名、商品名等を表示するもの                       |  |      |    |
| (イ) 自己の管理地等に管理者名等を表示するもの                        |  |      |    |
| (ウ) 公共的目的で表示 (設置) するもの (地域の案内図等)                |  |      |    |
| (エ) その他 (具体的に： )                                |  |      |    |
| (③設置場所：どこに設置するのか、次の中から選んで○で囲んでください。)            |  |      |    |
| (A) 地上に支柱等を設置して表示する広告物等                         |  |      |    |
| (B) 壁面に表示 (設置) する広告物等                           |  |      |    |
| (C) 屋上に表示 (設置) する広告物等                           |  |      |    |
| (D) その他 (具体的に： )                                |  |      |    |
| (注意)  |  |      |    |
| 1 未届出の広告物等を変更 (改造) する場合も、この様式を使用してください。         |  |      |    |
| 2 下の欄には記入しないでください。                              |  |      |    |
| 上記の届出を受理しました。                                   |  |      |    |
| 決 裁 欄   |  |      |    |
| 受理年月日   |  | 届出番号 |    |
| 指導・勧告事項   |  |      | 備考 |

追加 [平成 8 年規則第 30 号]、一部改正 [平成 17 年規則第 72 号、令和 3 年規則第 3 号]

## 広告物景観モデル地区屋外広告物変更 (改造) 届出書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所 電話  
氏名又は名称

広告物景観モデル地区において、屋外広告物 (屋外広告物を掲出する物件) を次のとおり変更 (改造) するので、届出します。

|  |       |             |    |
|--|-------|-------------|----|
| 1 変更 (改造する事項)  |       |             |    |
| 2 広告物等の概要 (形状、意匠、色彩、大きさ等が分かるような略図を書いてください。)  |       |             |    |
| [変更 (改造) 前]  |       | [変更 (改造) 後] |    |
| 3 届出年月日  | 年 月 日 | 届出番号        |    |
| (注意)<br>1 未届出の広告物等を変更 (改造) する場合は、「広告物景観モデル地区屋外広告物表示 (設置) 届出書 (様式第 10 号)」を使用してください。<br>2 下の欄には記入しないでください。 |       |             |    |
| 上記の届出を受理しました。  |       |             |    |
| 決 裁 欄  |       |             |    |
| 受理年月日  |       | 届出番号        |    |
| 指導・勧告事項  |       |             | 備考 |

追加 [平成 8 年規則第 30 号]、一部改正 [平成 17 年規則第 72 号、令和 3 年規則第 3 号]

(表面)

|      |
|------|
| 手数料欄 |
|------|

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

### 屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、屋外広告物条例第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

| 登録の種類  | 新規<br>更新 | ※登録番号  | 宮城県屋外広告業登録第 号 |      |  |
|--|----------|--|---------------|------|--|
|  |          | ※登録年月日   | 年 月 日         |      |  |
| フ リ ガ ナ<br>氏 名<br>及び生年月日<br><br>〔法人にあつては<br>商号又は名称、<br>代表者の氏名<br>及び生年月日〕 |          | 生年月日 年 月 日<br><br>法人・個人の別 1 法人 2 個人              |               |      |  |
| 住 所<br>〔法人にあつては<br>主たる事務所の<br>所在地〕                                       |          | 郵便番号 (      -      )<br><br>電話番号 (      )      - |               |      |  |
| 1 宮城県の区域内において<br>営業を行う営業所の名称<br>及び所在地                                    |          | 営業所の名称   | 営業所の所在地       | 電話番号 |  |
|  |          |  |               |      |  |

## (裏面)

|   |  |  |      |
|---|--|--|------|
| 2 業務主任者の氏名<br>及び所属する営業所<br>の名称  | 所属営業所名   | フリガナ<br>氏 名                                    | 摘 要  |
|   |  |  |      |
| 3 法人である場合の<br>役員(業務を執行する<br>社員、取締役、執行役<br>又はこれに準ずる者。<br>以下同じ。)の職名及<br>び氏名 | 職 名  | フリガナ<br>氏 名                                    |      |
|   |  |  |      |
| 4 申請者が未成年で<br>ある場合の法定代理<br>人の氏名、商号又は名<br>称、住所等                            | フリガナ<br>氏名及び<br>生年月日<br>(法人にあつては<br>商号又は名称、<br>代表者の氏名<br>及び生年月日) | 生年月日      年      月      日                      |      |
|   | 住 所<br>(法人にあつては<br>主たる事務所の<br>所在地)                               | 郵便番号(      —      )<br><br>電話番号(      )      — |      |
| 5 法定代理人が法人<br>である場合のその役<br>員の職名及び氏名                                       | 職 名  | フリガナ<br>氏 名                                    |      |
|   |  |  |      |
| 6 他の地方公共団体<br>における登録番号  | 登録を受けた地方<br>公共団体名  | 登 録 年 月 日                                      | 登録番号 |
|   |  |  |      |

## 備考

- ※印のある欄には、初回登録の場合、記入しないこと。
- 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に丸印を付すこと。

追加 [平成 17 年規則第 72 号]、一部改正 [平成 21 年規則第 79 号]、一部改正[平成 24 年規則第 43 号、令和 7 年規則第 127 号]

様式第 13 号 (第 16 条関係)

誓 約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつてはその役員を含む。）は、屋外広告物条例第 25 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

宮城県知事

殿

追加 [平成 17 年規則第 72 号]、一部改正[平成 24 年規則第 43 号、令和 4 年規則第 25 号]

様式第 14 号 (第 16 条関係)

登録申請者 
 本 人  
 法 人 の 役 員  
 法 定 代 理 人  
 法定代理人 (法人) の役員
  の略歴書

|  |                       |                             |  |
|--|-----------------------|-----------------------------|--|
| 現住所  | 郵便番号 (      -      )  |                             |  |
|  |                       | 電話番号 (      )      -      ) |  |
| フリガナ<br>氏 名  |                       | 生年月日                        |  |
| 略<br>歴   | 期 間<br>自 年月日<br>至 年月日 | 職務内容又は業務内容                  |  |
|  |                       |                             |  |
| 賞<br>罰   | 年 月 日                 | 賞 罰 の 内 容                   |  |
|  |                       |                             |  |
| 上記のとおり相違ありません。   |                       |                             |  |
| 年      月      日<br><span style="float: right;">氏名</span> |                       |                             |  |

備考 「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」については、該当するものに丸印を付すこと。

追加 [平成 17 年規則第 72 号]、一部改正 [平成 24 年規則第 43 号、令和 4 年規則第 25 号]

年 月 日

宮城県知事

殿

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

### 屋外広告業登録事項変更届出書

屋外広告物条例第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり届出をします。

|  |                                     |     |       |
|--|-------------------------------------|-----|-------|
| 登録番号   | 宮城県屋外広告業登録第 号                       |     |       |
| 登録年月日  | 年 月 日                               |     |       |
| フリガナ<br>氏名<br>及び生年月日<br><br>〔法人にあつては<br>商号又は名称、<br>代表者の氏名及<br>び生年月日〕 | 生年月日 年 月 日<br><br>法人・個人の別 1 法人 2 個人 |     |       |
| 住所<br>〔法人にあつては<br>主たる事務所の<br>所在地〕                                    | 郵便番号 ( - )<br><br>電話番号 ( ) -        |     |       |
| 変更に係る事項  | 変更前                                 | 変更後 | 変更年月日 |
|  |                                     |     |       |

備考 「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に丸印を付すこと。

追加 [平成 17 年規則第 72 号]、一部改正 [平成 24 年規則第 43 号]

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

### 屋外広告業廃業等届出書

屋外広告物条例第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり届出をします。

|   |   |
|---|---|
| 登 録 番 号   | 宮城県屋外広告業登録第 号                           |
| 登 録 年 月 日   | 年 月 日                                   |
| フリガナ<br>氏 名<br>及び生年月日<br>〔法人にあつては〕<br>商号又は名称、<br>代表者の氏名及<br>び生年月日 | 生年月日 年 月 日<br>法人・個人の別 1 法人 2 個人         |
| 住 所<br>〔法人にあつては〕<br>主たる事務所の<br>所在地                                | 郵便番号 ( )<br>電話番号 ( )                    |
| 届 出 の 理 由   | 1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定<br>4 解散 5 廃止 |
| 届出理由の生じた日   | 年 月 日                                   |
| 屋外広告業者と<br>届出人との関係  | 1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人<br>4 清算人 5 本人     |

備考 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と本人との関係」については、該当するものに丸印を付すこと。

追加 [平成 17 年規則第 72 号]、一部改正 [平成 24 年規則第 43 号]

## 屋外広告物講習会申込書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

フリガナ  
氏 名

生年月日

電話番号

屋外広告物講習会を受講したいので、受講手数料を添えて申し込みます。

写 真

(申込前6月以内に  
写した横 4cm×縦  
6cm の上半身のも  
の)

|                  |  |
|------------------|--|
| 手<br>数<br>料<br>欄 |  |
|------------------|--|

(注意)

- 次のいずれかに該当する者は、講習会の課程及び受講手数料の一部が免除されます。
  - 職業訓練指導員免許所持者又は職業訓練修了者で、その職種がデザインのもの
  - 建築士の有資格者
  - 電気工事士の有資格者
  - 電気主任技術者免状所持者
  - 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者で、その職種が帆布製品製造のもの
- 履歴書及び上記に該当する者は、それぞれを証する書面の写しを添付してください。

一部改正 [昭和 51 年 89 号、昭和 60 年 51 号、平成 5 年規則第 66 号、平成 17 年規則第 72 号、令和 7 年規則第 127 号]

## 屋外広告物講習会修了証書

氏 名

生年月日

屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号）第 30 条第 1 項の規定による屋外広告物講習会の課程を修了したことを証する。

一部改正 [昭和 51 年規則第 89 号、平成 5 年規則第 66 号、平成 17 年規則第 72 号]

年 月 日

宮城県知事



## 業務主任者認定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

氏 名

生年月日

業務主任者となることのできる者の認定を受けたいので申請します。

責任者としての従事期間

| 勤 務 先 名 | 従 事 期 間 | その時の職名 | 備 考 |
|---------|---------|--------|-----|
|         |         |        |     |

(注意)

履歴書及び責任者としての従事期間を証する書面を添付してください。

一部改正 [昭和 51 年規則第 89 号、平成 5 年規則第 66 号、平成 17 年規則第 72 号]

## 業務主任者認定書

氏 名

生年月日

屋外広告物条例第 31 条第 1 項第 5 号の規定により業務主任者となることができる者であることを認定する。

年 月 日

宮城県知事



全部改正 [平成 17 年規則第 72 号]



様式第 22 号 (第 22 条関係)

|                    |                        |  |    |
|--------------------|------------------------|--|----|
| 注文者の氏名又は名称         |                        |  |    |
| 注文者の住所             | 電話番号 (       )       - |  |    |
| 広告物等の表示<br>又は設置の場所 |                        |  |    |
| 表示し、又は設置した<br>広告物等 | 名称<br>又は<br>種類         |  | 数量 |
| 当該表示又は設置の年月日       | 年       月       日      |  |    |
| 請 負 金 額            |                        |  |    |

追加 [平成 17 年規則第 72 号]

(表)

|  |    |   |
|--|----|---|
| 宮城県  | 年第 | 号 |
| 身 分 証 明 書  |    |   |
| 所 属  |    |   |
| 職 名  |    |   |
| 氏 名  |    |   |
| 生年月日   |    |   |
| この者は、屋外広告物条例第 37 条第 2 項の規定により立入検査の職務を行う者であることを証する。 |    |   |
| 年  | 月  | 日 |
| 宮城県知事  |    | 印 |

9 cm

6 cm

(裏)

|   |  |
|---|--|
| 屋外広告物条例抜すい                              |  |
| (報告の徴収及び立入検査)                           |  |
| 第 37 条 略                                |  |
| 2                                       | 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、当該職員に、広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業を営む者の営業所に立ち入り、当該広告物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 |
| 3                                       | 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  |
| 4                                       | 第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。   |
| (罰則)                                    |  |
| 第 48 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。 |  |
| (1)                                     | 略  |
| (2)                                     | 第 37 条第 2 項の規定による検査を拒否し、若しくは妨害し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者  |